市・県民税の定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却の一時的な措置として、令和６年分所得税及び令和６年度市・県民税において定額減税が実施されます。
市・県民税の定額減税の概要は、以下のとおりです。

対　象　と　な　る　方

○　合計所得金額が 1,805 万円以下の市・県民税所得割の納税義務者

減　　税　　額

○　本人、配偶者を含む扶養親族１人につき、１万円
※１　定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
※２　同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、令和５年 12 月 31 日の現況によります。
※３　控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、令和７年度市・県民税において１万円の定額減税が行われます。

減税方法（令和６年度分）

① 給与所得に係る特別徴収
（給与天引きの方）

➢令和６年６月分は徴収されず、定額減税された税額が令和６年７月分～令和７年５月分の 11 か月で均されます。

※ただし、合計所得金額が 1,805 万円を超える方や均等割のみ課税される方など定額減税の対象とならない方は、通常通り６月分から特別徴収されます。

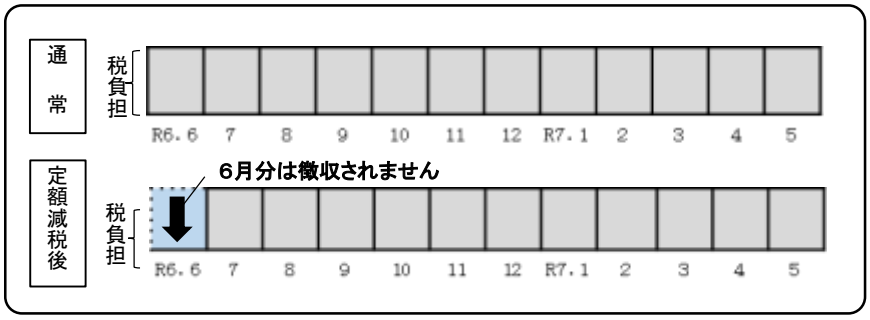

② 普通徴収
（納付書払い及び口座振替の方）

➢第１期分（令和６年６月分）の税額から減税され、減額しきれない場合は、第２期分（令和６年８月分）以降の税額から順次減税されます。

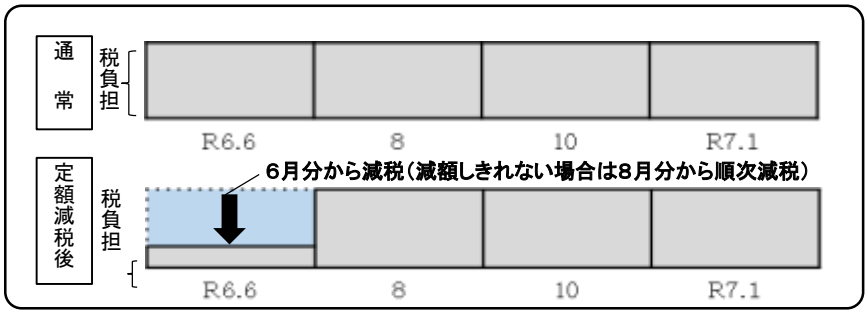

③ 公的年金等の所得に係る
特別徴収（年金天引きの方）

➢令和６年 10 月分の特別徴収税額から減税され、減額しきれない場合は、令和６年 12 月分以降の特別徴収税額から順次減税されます。

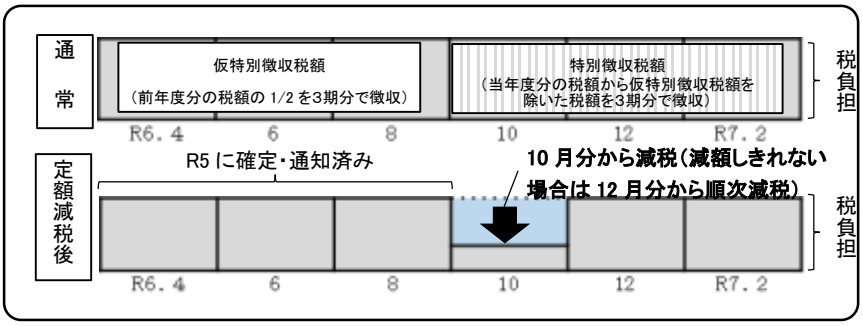

定額減税の確認方法

① 給与天引きの方　（５月中旬以降お勤め先から配付予定）
「令和６年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）」
② 納付書払い・口座振替・年金天引きの方（６月中旬以降に個人宅へ郵送予定）
「令和６年度　市・県民税及び森林環境税納税通知書」

そ　の　他

○　定額減税は、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除など、全ての税額控除等が行われた後の所得割額から減税されます。
○　減税しきれない場合は、別途**給付金（調整給付）**が支給されます。該当する方へは、７月下旬以降、順次給付金担当からお知らせを送付します。
○　所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

お問い合わせ先 **定額減税について**：税務課市民税係☎0833-45-1815　**給付金について**：臨時給付金担当☎0833-45-1896